

令和5年度 河北町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、その所在地が山形県内にあり、法第2条第4項に規定する次の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）により費用の助成を受けている施設
 - ア 小規模作業所
- (3) 法の政令に定める施設等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者等
 - ア 在宅就業障がい者
 - イ 在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、町のすべての機関とする。

4 調達の対象品目等

調達を推進すべき物品等は、施設等で提供可能なもので以下に示すものとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品類
 - イ 食品類
 - ウ 雑貨類
 - エ 農作物類
 - オ その他物品類

(2) 役務

- ア 印刷
- イ 清掃・施設管理
- ウ 情報処理
- エ その他軽作業

5 調達目標

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

6 調達の推進に関する具体的方策

(1) 施設等が提供可能な物品等に関する情報提供

施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に情報提供する。

(2) 随意契約制度の活用

地方自治法施行令及び河北町財務規則等の規定に基づく随意契約を活用する。

(3) 施設等に対する発注時の配慮

施設等への発注にあたっては、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

7 調達方針、調達実績の公表等

調達方針及び調達実績をホームページや広報紙等で公表する。また、必要に応じて調達方針の見直しを行う。

8 調達方針等に関する担当

調達方針の策定、運用及び調達実績の公表等の所管は健康福祉課とする。